

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月31日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第69号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（請求書による支払） 第53条 略 （1）～（8） 略 <u>（9） 不動産の賃借料</u> <u>（10） 講演会、講習会、研究会等の参加に要する経費</u> <u>（11） 略</u> 2～4 略 （随意契約ができる場合） 第184条 略 （1） 製造の請負の契約でその予定価格が<u>400万円</u>を超えないものをするとき。 （2） 財産の買入れの契約でその予定価格が<u>300万円</u>を超えないものをするとき。 （3） 物件の借入れの契約で予定賃借料の年額又は総額が<u>150万円</u>を超えないものをするとき。 （4） 財産の売払いの契約でその予定価格が<u>100万円</u>を超えないものをするとき。 （5） 物件の貸付けの契約で予定賃貸料の年額又は総額が<u>50万円</u>を超えないものをするとき。 （6） 前各号に掲げる契約以外の契約でその予定価格が<u>200万円</u>を超えないものをするとき。 （7）～（17） 略	（請求書による支払） 第53条 経費を支出するときは、債権者の請求書によらなければならない。ただし、次に掲げる経費又は請求書により難い経費にあっては、支出調書（第22号様式）をもって請求書に代えることができる。 （1）～（8） 略 <u>（9） 略</u> 2～4 略 （随意契約ができる場合） 第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。 （1） 製造の請負の契約でその予定価格が<u>250万円</u>を超えないものをするとき。 （2） 財産の買入れの契約でその予定価格が<u>160万円</u>を超えないものをするとき。 （3） 物件の借入れの契約で予定賃借料の年額又は総額が<u>80万円</u>を超えないものをするとき。 （4） 財産の売払いの契約でその予定価格が<u>50万円</u>を超えないものをするとき。 （5） 物件の貸付けの契約で予定賃貸料の年額又は総額が<u>30万円</u>を超えないものをするとき。 （6） 前各号に掲げる契約以外の契約でその予定価格が<u>100万円</u>を超えないものをするとき。 （7）～（17） 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課 の出納 員	略	
	総務学事課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち総務学事課の所掌に係るもの並びに課（警察本部会計課及び議会事務局を除く。）並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局の行政不服審査法等関係手数料の収納
	略	
略		

別表第6（第51条、第56条関係）
支出負担行為の整理基準等
（その1）

科目	説明	支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出の命令に必要な主な書類
1～12 略					
13 使用料及び賃借料		略			
		その他のもの	契約をしようとするとき。 （請求のあったとき。）	契約金額（請求のあった額）	契約書案、見積書（入札書） 請求書（支出調書）、 契約書（請書）

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課 の出納 員	略	
	総務学事課の収入取扱員	課（警察本部会計課及び議会事務局を除く。）並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局の行政不服審査法等関係手数料の収納
	略	
略		

別表第6（第51条、第56条関係）
支出負担行為の整理基準等
（その1）

科目	説明	支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出の命令に必要な主な書類
1～12 略					
13 使用料及び賃借料		略			
		その他のもの	契約をしようとするとき。 （請求のあったとき。）	契約金額（請求のあった額）	契約書案、見積書（入札書） 請求書、 契約書（請書）

14～17 略						
18	負担金 補助金 交付金	略				
		契約によるもの	契約をしようとするとき。 (請求のあったとき)	契約金額 (請求のあった額)	契約書案、設計書	請求書 (支出調書)、 契約書
		略				
19～27 略						

備考
略
(その2) 略

帳簿その他の様式
1・2 略
目次

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号～第22号(その12)	略	
<u>第22号(その13)</u>	<u>支出調書(不動産賃借料用)</u>	<u>同条</u>
<u>第22号(その14)</u>	<u>支出調書(参加費用)</u>	<u>同条</u>
<u>第22号(その15)</u>	略	
第23号～第135号	略	

14～17 略						
18	負担金 補助金 交付金	略				
		契約によるもの	契約をしようとするとき。 (請求のあったとき。)	契約金額（請求のあった額）	契約書案、設計書	請求書、契約書
		略				
19～27 略						

備考
略
(その2) 略

帳簿その他の様式
1・2 略
目次

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号～第22号(その12)	略	
<u>第22号(その13)</u>	略	
第23号～第135号	略	

第22号様式（その12）（第53条関係）
略

第22号様式（その13）（第53条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月分不動産賃借料支出調書

課（所）名

住 所 (所 在 地)	賃貸人氏名 (名称)	法人の場合にあって は代表者職・氏名	物 件 名	支 払 額 (円)	支払期限 (年月日)	振 込 先 (銀行名・支店名・預金種目・ 口座番号・口座名義 (カナ))	備 考

第22号様式（その14）（第53条関係）

（日本産業規格A列4番）

参 加 費 支 出 調 書

課（所）名

住 所 (所 在 地)	主催者等名称 代表者職・氏名	開催 年月日	開催場所 (会場名)	講演会、講習会 研究会等の名称	参加者 職・氏名	支 払 額				振 込 先 (銀行名・支店名・預金種目・ 口座番号・口座名義 (カナ))	備考
						負担金 (円)	資料代 (円)	その他 (円)	計 (円)		

第22号様式（その12）（第53条関係）
略

第22号様式（その15）（第53条関係）

(日本産業規格A列4番)

支 出 調 書							
課(所)名							
番号	住 所 又 は 勤 務 先	氏 名	支 給 額	算出基礎等	控 除 額	差引支給額	備 考
計							

- 備考 1 本調書は、第53条第1項第2号から第10号までに規定する経費以外の支出調書による経費に使用すること。
2 本調書は、その支出の内容を示す標題を記載すること。

第43号様式（その2）（仕切紙）（第107条関係）

(日本産業規格A列4番)

款

第22号様式（その13）（第53条関係）

(日本産業規格A列4番)

支 出 調 書							
課(所)名							
番号	住 所 又 は 勤 務 先	氏 名	支 給 額	算出基礎等	控 除 額	差引支給額	備 考
計							

- 備考 1 本調書は、第53条第1項第2号から第8号までに規定する経費以外の支出調書による経費に使用すること。
2 本調書は、その支出の内容を示す標題を記載すること。

第43号様式（その2）（仕切紙）（第107条関係）

(日本産業規格A列4番)

款

備考 本書は、色紙とする。

第45号様式（第107条の2 関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

仕 切 紙

会 計 ()	
款 ()	
項 ()	
目 ()	
節 ()	繰越し ()

備考 () には、コード番号を記載すること。

第45号様式（第107条の2 関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

仕 切 紙

会 計 ()	
款 ()	
項 ()	
目 ()	
節 ()	繰越し ()

備考 1 () には、コード番号を記載すること。

2 本仕切紙は、色紙とすること。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の香川県会計規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。